

よくわかる 改正民法 [債権法] コース 目次

第1章 民法改正の目的・概要

1 民法が改正になった経緯・目的は？ 7 / 2 改正法の概要 7 / 3 施行日・経過措置 9

第2章 意思能力のない者の行為等

1 意思能力のない者が行った行為はどうなるの？ 10 / 2 保佐人等の同意を要する行為 10 / 3 公序良俗違反に関する改正 11

第3章 錯 誤

1 民法でいう「錯誤」とは？ またどういう場合のことをいうの？ 12 / 2 錯誤が成立する要件とは？ 14 / 3 錯誤が成立した場合、その契約は無効になるの？ 17 / 4 錯誤をした人に重大な過失があった場合はどうなるの？ 18

第4章 心裡留保・虚偽表示・詐欺・強迫

1 心裡留保・虚偽表示・詐欺・強迫とは？ 20 / 2 心裡留保・虚偽表示・詐欺・強迫があった場合のそれぞれの効果とは？ 23 / 3 心裡留保・虚偽表示・詐欺・強迫の場合、それによって第三者との関係はどうなるの？ 26 / 4 心裡留保・虚偽表示・詐欺・強迫については、どのように変わったの？ 31

第5章 代 理

1 代理とは？ 33 / 2 代理権の濫用とはどういう場合をいうの？ 36 / 3 表見代理については、どのような改正がされたの？ 37

第6章 消滅時効

1 消滅時効とは？ 42 / 2 どのような人が消滅時効を援用できるの？ 43 / 3 時効の完成猶予・更新とは？ 従来の時効の停止・中断とどう違うの？ 46 / 4 消滅時効期間はどのように変わったの？ 61 / 5 不法行為による損害賠償請求権の時効期間についてはどのように変わったの？ 65 / 6 消滅時効についてのまとめ 68

第7章 法定利率

1 法定利率とは？ 70 / 2 法定利率について新しく導入された変動制とは？ 72 / 3 法定利率の見直しの際に用いられる基準割合とは？ 72 / 4 実務への影響 73 / 5 経過措置（附則） 74

第8章 債務不履行

1 債務不履行とは？ 76 / 2 債務不履行による損害賠償の免責事由についてはどのように変わったの？ 77 / 3 相手方が債務を履行しなかった場合、いつでも契約を解除できるの？ 80

第9章 債権者代位権

1 債権者代位権とは？ 85 / 2 債権者代位権の要件とは？ 86 / 3 債権者代位権の効果とは？ 金銭債権について債権者代位権を行使した場合、直接、自己に支払うように請求することはできるの？ 89 / 4 債権者代位権を行使した場合、債務者は自ら取立てをすることが禁じられるの？ 93 / 5 登記請求権も代位行使することができるの？ 95 / 6 その他にどのような改正がなされたの？ 97

第10章 詐害行為取消権

1 詐害行為取消権とは？ 99 / 2 詐害行為取消権を行使できるのはどういう場合？ また、その要件は？ 100 / 3 詐害行為取消権行使の効果とは？ 107 / 4 金銭の支払いや動産の引渡しについて詐害行為取消権を行使した場合、直接、自己に支払うようにすることはできるの？ 108 / 5 詐害行為はどの範囲で取り消すことができるの？ 111 / 6 詐害行為取消権の行使期間とは？ 111

第11章 保 証

1 個人保証の制限とは？ 113／2 個人保証の制限に関する貸出し・契約変更時の留意点は？ 116
／3 個人保証の制限の対象となる場合、どのような方法で公正証書を作成することになるの？ 117
／4 保証契約締結に関して誰がどのような情報を提供する必要があって、金融機関としてはどのような対応をとる必要があるの？ 120／5 金融機関は、保証契約締結にあたって、保証人に対して情報を提供しなくていいの？ 122／6 保証契約締結後の金融機関による保証人への情報提供義務とは？ 124／7 個人根保証についてはどのような改正がなされたの？ 金融機関が貸付債権について受ける個人根保証についても改正がなされたの？ 126／8 保証人の求償権についてはどのような改正がなされたの？ 128／9 その他、改正法では保証債務についてどのような改正がなされたの？ 131

第12章 債権譲渡

1 債権譲渡とは？ 134／2 譲渡制限特約が付された債権を譲渡した場合、その譲渡の効力はどうなるの？ 135／3 譲渡制限特約がされた債権の供託とは？ 138／4 譲渡制限特約がされた債権を差押えた場合、その効力は？ 138／5 将来債権も譲渡できるの？ 139／6 異議をとどめない承諾とは？ 139／7 債権が譲渡された際、債務者が譲渡人に対して相殺できるのはどのような場合？ 140

第13章 債務引受

1 債務引受とは？ 141／2 併存的債務引受の要件・効果とは？ 144／3 免責的債務引受の要件・効果とは？ 145／4 免責的債務引受がなされた場合、担保はどうなるの？ 147

第14章 弁 済

1 弁済とは？ 149／2 第三者による弁済の制限とは？ 149／3 預貯金口座への振込みについても弁済の効力があるの？ 151／4 債権の準占有者に対する弁済規定はどうなったの？ 152／5 弁済充当とは？ 154／6 弁済供託はどんな場合にできるの？ 157／7 弁済による代位の要件・効果とは？ 158／8 一部弁済による代位の要件・効果とは？ 162／9 担保保存義務とは？ 163

第15章 相 殺

1 相殺とは？ 165／2 預金が差し押さえられた際に、金融機関が相殺できる場合とは？ 166／3 相殺によって債権回収をする場合、どの債権に充当するの？ 169

第16章 定型約款

1 定型約款とは？ 173／2 金融機関の取引においてどのようなものが定型約款にあたるの？ 175／3 定型約款が契約内容として効力をもつための要件とは？ 177／4 定型約款の内容として認められないものはあるの？ 178／5 定型約款の内容は顧客に表示しなければいけないの？ 180／6 契約締結後に定型約款の内容を変更するにはどうしたらいいの？ 182／7 経過措置 184

第17章 消費貸借契約

1 消費貸借契約とは？ 185／2 諾成的消費貸借契約とは？ 186／3 諾成的消費貸借契約が民法に規定された影響はあるの？ 187／4 期限前返済についての改正の影響はあるの？ 189

第18章 賃貸借契約

1 賃貸借契約とは？ 191／2 賃貸借契約上の地位の譲渡・転貸 194／3 賃借人による妨害排除等 197／4 損害賠償の時効 198／5 敷金 198

第19章 委 任

1 委任契約を解除した場合に相手方に責任を負うのはどのような場合？ 199

凡 例

現民法 ⇒ 現行民法

改正法 ⇒ 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により改正された民法

現〇〇条 ⇒ 現行民法〇〇条

改正〇〇条 ⇒ 改正民法〇〇条

※なお、条文の表記につきましては、内容面での改正が行われていない箇所についても、改正後の表記とします。

【執 筆・監 修】

笹川 豪介（大手信託銀行 法務部）

【執 筆】（50音順）

伊藤 菜々子（岩田合同法律事務所）

上田 優（虎門中央法律事務所）

小川 泰寛（虎門中央法律事務所）

柏木 健佑（岩田合同法律事務所）

北川 泰裕（虎門中央法律事務所）

佐藤 修二（岩田合同法律事務所）

徳丸 大輔（岩田合同法律事務所）

富田 雄介（岩田合同法律事務所）

中村 克利（虎門中央法律事務所）

古澤 陽介（河野・川村・曾我法律事務所）

村上 雅哉（岩田合同法律事務所）

森 駿介（岩田合同法律事務所）

山下 大輝（虎門中央法律事務所）

【校閲協力】

佐藤 亮（みずほ銀行 法務部）

第 1 章

民法改正の 目的・概要

1 民法が改正になった経緯・目的は？

民法は私人間に適用される、いわゆる私法（社会的生活関係を規律する法律）のうちの一般法で、日常生活や経済活動などに関する基本的な法律です。しかしながら、この民法は、明治29年に制定されて以降およそ120年を経過しているにもかかわらず、抜本的な見直しはされていませんでした。そこで、この民法について、これまでの判例の集積を条文に織り込み、あるいは難解な法律用語をわかりやすい言葉に置き換えることで、可能な限り一般の人が見てわかるようにするとともに、制定からの期間の経過により現代にそぐわない規定を見直すなどして、現代に適する内容にするべく、抜本的な改正を行うことになり、第193回国会において、両法案は衆議院・参議院で承認可決され、平成29年6月2日に公布されました。

民法が、大きく、総則、物権法、債権法、親族法、相続法と分けられるうち、今回の改正では、債権法の部分と、総則のうち契約に関する部分を中心として見直しがされています。債権法のうち、事務管理、不当利得および不法行為については、契約関係の規定の見直しに伴って必要となる範囲に限定して見直しがされています。

2 改正法の概要

① 改正法のポイント

民法（債権法）改正では、①従来の制度の改正と、②従来の判例法理や学説の明文化、難解な用語の平易な言葉への置き換えがなされています。

①では、消滅時効の期間の統一化等、法定利率を変動させる規定の新設、保証債務に関する規定の整備、債権譲渡禁止特約の効力の変更、定型約款に関する規定の新設などがなされています。以下では、これらの改正について、簡単に触れていきます。

② 消滅時効の期間の統一化等

消滅時効については、時効期間が統一化されるとともに、期間の短縮と時効の完成を妨げる事由の整備がされました。すなわち、債権者が権利を行使できることを知った時から5年が経過したとき、または権利を行使できる時から10年が経過したときに時効期間が満了することが定められるとともに、商事消滅時効や職業別の短期消滅時効が廃止され、これにより期間が短縮化されました。

時効の完成を妨げる事由については、更新事由と完成猶予に整理する改正が行われました。また、天災等による時効完成猶予期間の延長、協議合意による時効完成猶予制度の新設といった債権保全に資する改正がなされました。

③ 法定利率を変動させる規定の新設

改正法では、法定利率を当面3%とするとともに、3年ごとに変動することとされました。金融機関の取引に関しては、預金取引や貸出取引など、契約で定められた利率が適用されるため、この点では改正法の影響はありません。一方で、金融機関が不法行為にもとづく損害賠償請求を受ける場合や不当利得の返還請求を受けた場合、債務不履行による遅延損害金を請求された場合の利率については、改正後の法定利率が適用されることが考えられますので、その点での影響が生じることになります。

④ 保証債務に関する規定の整備

改正法では、事業のための借入債務を主債務とする個人保証を行う場合には、原則として公正証書を作成することが必要となります（改正465条の6）。また、主債務者はかかる個人保証の委託をする際、個人保証人に対して、財産および収支の状況や主債務以外の債務の有無・額などの情報を提供する必要があり、債権者が当該情報提供義務違反を知り、または知ることができた場合には、個人保証人は保証契約を取り消すことができます（改正465条の10）。さらに、債権者においても、保証人に対して、主債務の履行状況に関する情報を提供する義務を負います（改正458条の2）。

⑤ 債権譲渡禁止特約の効力の変更

現民法では、譲渡禁止特約がなされた債権を譲渡しても、譲受人が特約の存在について悪意または重過失であるときには債権譲渡の効力が生じないとされています。当該規定により、債権の担保取得や、債権のいわゆる流動化取引が困難となることも少

なくなく、その解消が課題となっていました。

改正法では、「譲渡制限特約」（改正により言葉が置き換えられています）があっても、債権譲渡は有効となり（改正466条2項）、ただし、譲受人その他の第三者が譲渡制限特約の存在を知っているか知らないことに重大な過失がある場合に、債務者は、一定の要件のもとで債務の履行を拒むことができることとされました（同3項）。

⑥ 定型約款に関する規定の新設

現民法では定型約款について規定がありませんでしたが、改正法は定型約款についての規定を新設しました。この定型約款は、金融機関の預金やカードローンなどで用いられており、これらの取引について、改正法が適用されることになります。

具体的には、定型約款の定義や、これが契約当事者間の合意内容として認められるための組込要件、その変更の要件や手続きが規定されています（改正548条の2以下）。

3 施行日・経過措置

① 施行日

改正法の施行日は、原則として「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており（附則1条本文）、具体的には、2020年4月1日が施行日となります。この点、定型約款に関しては、施行日前に締結された契約にも、改正後の民法が適用されますが、2018年4月1日以降、施行日前に反対の意思表示をすれば、改正後の民法は適用されないとされています。また、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約は、原則として事前に公正証書が作成されていなければ無効となりますが、施行日から円滑に保証契約の締結をすることができるよう、施行日前の2020年3月1日以降公正証書の作成が可能となります。

② 経過措置

改正法では、新しい法律関係に円滑に移行できるように、既存の法律関係をある程度認める等の経過措置を定めており、これにより法的安定性を図っています。

すなわち、新法令をその施行前にされた行為に対して遡って適用することは混乱を生じさせることから、新しい法律関係に円滑に移行できるように既存の法律関係をある程度認めるなどの規定を置くことが必要となります。このようなことを定めた措置を、「経過措置」といい、一般的に、経過措置は、法律上の出来事が施行日の前後どちらにあるかにより、改正後の法令を適用するか否かを決めることが多いものです。もっとも、その形で、単純に示せない場合があり、その点の確認が必要となります。

第 6 章

消滅時効

1 消滅時効とは？

① 消滅時効の意義

消滅時効とは、権利者が一定期間権利を行使しなかったことにより、その権利が消滅するという制度です。

一定の事実関係が永続しており、それについて誰も争わない場合、その事実関係を前提として種々の取引関係や利害関係が生じていることがあり、後からそれを覆すことはかえって混乱してしまうことから、ずっと続いている事実関係を権利としても認めようというのが時効の考え方です。

また、権利があるのに長期間行使しないで放置した者は保護されないということも、長時間行使しないことによって権利が消滅する理由とされています。

② 消滅時効の要件

時効によって権利が消滅する要件は、①法定の時効期間が経過すること（「時効の完成」ともいいます）、②債務者等の時効によって利益を得る者が時効の援用をすることです。詳しくは2で後述します。

③ 消滅時効の効果

消滅時効が完成し、債務者が時効を援用すると、債権は消滅します。

債権が消滅する時期は、時効を援用した時ではなく、時効の起算点です。消滅時効の場合は、権利を行使することができる時が起算点となり、時効が完成するとその時まで遡って債権が消滅します。たとえば「●年●月●日に支払う」という確定期限の

ある債権は、その期限が時効の起算点となり、時効が完成すると、確定期限の日に債権が消滅します。そのため、期限後に生じた遅延損害金も、もともと発生しなかったことになり、債権者は債務者に対して何も請求できないということになります。

2 どのような人が消滅時効を援用できるの？

① 援用とは

援用とは、時効によって利益を受ける人が、その利益を受けることを表明することをいいます。

民法は、この「援用」があって初めて時効の効果が生じるとしています（改正145条）。たとえ時効期間が経過していたとしても、なかにはその利益を享受することを望まない人もいるため、時効の利益を受けるか否かは当事者の意思に委ねるということが理由になっています。

なお、改正145条は「援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない」と規定しています。この条文を見ると、時効の援用は裁判でなければならないようにも見えますが、援用の方法自体に制限はなく、裁判のなかで援用した場合も、裁判外で（裁判になる前に）援用した場合も、時効の効果は生じます。上記の規定は、債権者と債務者との間で金銭支払について裁判になった場合、その裁判で債権の消滅時効を理由として請求が棄却される（債務者が勝訴する）ためには、債務者が「時効によって消滅している。その利益を享受する」という「援用」を主張しなければならず、それがない限り、裁判所は時効を理由として請求を棄却することはできないということを意味しています。

② 援用権者

時効の援用ができる人のことを、「援用権者」といいます。改正145条は、援用権者について「当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）」と規定しています。

改正前は、たんに「当事者」とだけ規定されていましたが、改正によって、「当事者」に含まれる者の例示がなされました。

なお、例示された「保証人、物上保証人、第三取得者」は権利が消滅したことによって自己の責任を免れ、「権利の消滅について正当な利益を有する者」であるという考えは、現民法においても判例・通説が認めるところでした。したがって、改正法は現民法における判例・通説を明文化したものといえます。

イ 当事者

従来、時効の援用における「当事者」とは、時効の完成によって利益を受ける者と理解されてきました。消滅時効の場合、時効の完成によって最も利益を受けるのは債務を免れる債務者なので、債務者は「当事者」として時効の援用権者となります。

ロ 保証人

保証人とは、債務者が債務を履行しない場合に履行責任を負う者です（現446条）。なお、「債務者が債務を履行しない場合」に関連して、通常の取引では債務者が債務を履行しないかどうかを問わずに履行責任を負う「連帯保証人」となることがほとんどですが、「連帯保証人」は保証人の一類型という位置づけなので、時効を援用できる「保証人」に含まれます。

保証人は主債務者が負担する債務について責任を負う立場にあるため、主債務が消滅時効によって消滅すれば、自己の債務を免れることになります。したがって、保証人は債権の消滅によって自己の責任を免れるという「権利の消滅について正当な利益を有する者」として、時効を援用することができます。

たとえば、保証人が債権者から保証債務の履行請求を受けた場合、保証人が「主債務の時効を援用する」として支払いを拒否した場合、債権者は保証人に対して保証債務の履行請求ができなくなります。なお、保証人が主債務の消滅時効を援用した場合でも、それによって主債務が消滅するわけではありません。したがって、主債務者が時効を援用しない限り、主債務者に対する請求は可能ということになります。

ハ 物上保証人

物上保証人とは、債務者の債務を担保するために、自分の財産を担保に差し出した（質権設定、抵当権設定を行った）者をいいます（現351条・369条参照）。

物上保証人は、債権者の主債務者に対する債権が存在する限り、責任を負担し、債権者の主債務者に対する債権がなくなれば、その責任もなくなります。

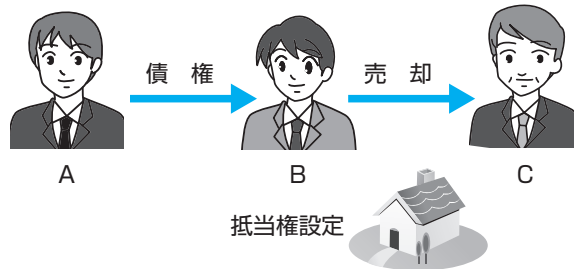
したがって、物上保証人も、主債務が消滅することによって自己の責任を免れる点で「権利の消滅について正当な利益を有する者」にあたり、時効の援用権者とされています。

物上保証人が時効を援用した場合も、消滅するのは担保権であり、主債務そのものが消滅するわけではありません。

ニ 第三取得者

第三取得者とは、権利を取得した者からさらに権利を取得した者をいいます。

たとえば、AがBに対して債権を有しており、その担保としてB所有不動産に抵当権を設定していた場合で、Bがその不動産をCに対して売却した事例を考えてみます。



この事例で、CはAが設定した抵当権の負担がある不動産を購入したことになりますが、仮にAのBに対する債権が消滅すれば、抵当権も消滅し（これを抵当権の「附従性」という）、Cは自分の不動産についていた抵当権の負担を免れます。

このように、Bの不動産を取得した「第三取得者」であるCは、AのBに対する債権が消滅することによって自己の負担を免れることができるため、「権利の消滅について正当な利益を有する者」として、債権の消滅時効を援用することができます。

なお、第三取得者が主債務の時効を援用した場合、担保権が消滅するにとどまり、主債務自体は消滅しません。

ホ その他

その他に当事者以外で「権利が消滅することについて正当な利益を有する者」には、詐害行為（第10章で詳述します）の受益者があげられます。被保全債権の消滅によって取消権の行使ができなくなり、詐害行為取消権にもとづく物の返還義務や価格賠償義務を免れるという意味で、「正当な利益」があります（最判平成10・6・22）。

他方、一般債権者（大判大正8・7・4）や後順位抵当権者（最判平成11・10・21）については、「権利が消滅することについて正当な利益を有する者」にはあたらないとされています。前者は他の債権が消滅することによって債務者の財産から弁済を受けられる可能性や割合が増え、後者は先順位抵当権が消滅することにより、配当の順位で消滅前より優位になります。

しかし、いずれも権利が消滅することによる間接的な効果であり、「正当な利益」とまではいえないとされています。

③ 援用権の放棄

援用権は、放棄することもできます。民法上、放棄について明文の規定があるわけ

ではありませんが、時効完成前に時効の利益を放棄することはできないという条文があり（現146条）、その反対解釈によって、時効の完成後であれば、放棄することができます。時効や援用の趣旨からも、債務者が自らの意思で時効によって義務を免れることを潔しとしない場合に、その意思を尊重して放棄を認めることは可能とされています。

援用権の放棄は、援用権者において時効が完成していることを認識していることが前提になります（最判昭和35・6・23）。そのような認識があって初めて債務者は時効を援用するか否かを検討することができ、そのような検討にもとづいた放棄である場合に、援用権の放棄を認めるということになります。援用権の放棄は「放棄する」という意思表示である必要はなく、時効の完成を知った上で債務を承認することや、債務承認を前提とする行動（弁済など）をとることも「放棄」にあたります。

他方、時効完成を知らずに、時効完成後に債務の承認や弁済をした場合は、上記のとおり「援用権の放棄」にはなりません。しかし、債務者が上記のような行動をとった場合には、債務者は援用権を行使することができなくなります（最判昭和41・4・20）。これは、債務者が時効完成と矛盾する行動をとった以上、債権者は「債務者は時効を援用しないだろう」と信頼するのは無理からぬところであり、債務者は債権者にそのような信頼を抱かせた以上、信義則上、時効の援用は許されないという理由によります。

援用権を放棄し、または信義則上援用が許されなくなる事由が発生した場合、時効はその時点から改めて進行を開始することになります。

3

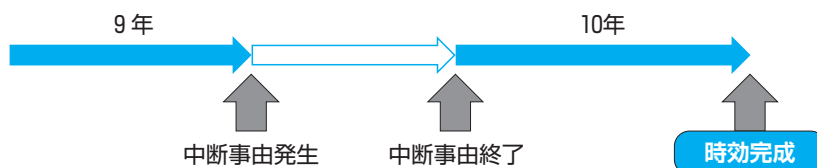
時効の完成猶予・更新とは？ 従来の時効の停止・中断とどう違うの？

民法改正により、時効完成が妨げられる事由や効果について、大幅な変更がなされました。

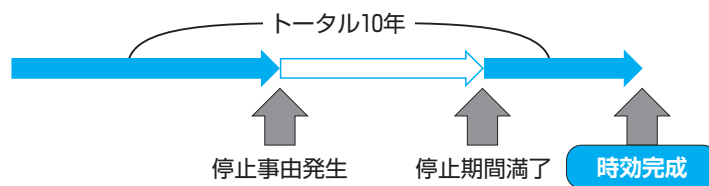
従前は、時効の中断事由として、「請求」、「差押え、仮差押又は仮処分」、「承認」を規定し（現147条）、また、暫定的な時効中断事由として、「催告」を規定していました（催告をすると、催告時から6か月間、時効は完成せず、その間に請求や差押えをすることによって時効が中断する。現153条）。

これらの時効中断事由が発生すると、消滅時効はその時点でリセットされると同時に、その時点から新たな時効期間が始まるということになっていました。たとえば、時効期間が9年経過した時点で中断事由が生じると、その時点で時効期間のカウント

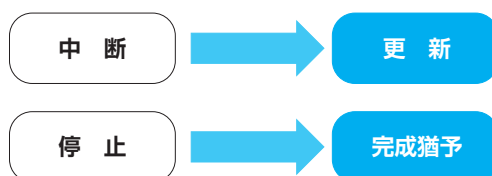
はリセットされ、中断事由がなくなった時点から新たな時効期間のカウントが始まり、再度消滅時効期間が経過すると、消滅時効が完成することになります。



中断のほかに「停止」という制度がありました。これは、時効期間が到来する一定期間前に進行が一時的にストップし、停止事由がなくなると残りの時効期間が進行する、というものです。時効の中断とは異なり、カウントはリセットされず、停止期間が満了した後は、停止の時点で残っていた時効期間が進行すれば時効は完成します。



改正法では、現民法の「中断」に相当する、新たな時効期間が進行を始める場合を「更新」、現民法の「停止」に相当する、一定期間時効の完成が妨げられる場合を「完成猶予」としました。



また、現民法とは異なり、時効の完成猶予となる事由であっても、その終了の形態によっては時効が更新するというように、実態に合わせた整備がされた反面、現民法に比べてかなり複雑になりました。

① 裁判上の請求、支払督促、調停、破産・民事再生・会社更生手続参加

改正法は、裁判上の請求、支払督促、裁判前の和解、民事・家事調停、破産・再生・更生手続参加のいずれかの事由がある場合は、その事由が終了するまでの間は、

時効は完成しないと規定しています（改正147条1項）。

イ 意義

改正147条1項に列挙された事由は、いずれも、債権者が時効によって利益を得ようとする者に対して、その権利内容を主張する行為であり、このような行為がある以上、「権利行使をしていない」という事実関係が覆り、時効の進行が妨げられることになります。

破産・民事再生・会社更生手続への参加とは、債務者にこれらの事情が生じた場合、債権者が破産債権者、再生債権者、更生債権者として、債権の届出をした場合をいいます。ただし、配当に回すような財産が全くない場合には、債権調査手続が行われず、債権者が債権届出書を提出する機会もないため、この場合は時効の完成猶予は生じないことになります。なお、実務上、債務者が破産等の申立の前に、おおよその債権者や債権額を把握するため、債権額の届出を求められることがあります。これは破産等の「手続参加」にはあらず、完成猶予の事由にはあたらないので、注意が必要です。

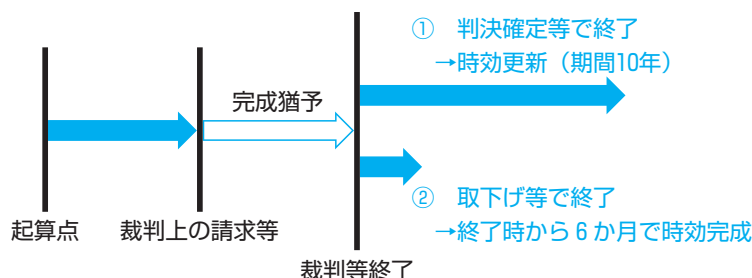
□ 時効完成前の請求等

時効が完成する前に債権者がこれらの裁判上の請求等をした場合、その事由が終了するまで、時効は完成しません。たとえば、時効の起算点から4年11か月目に債権者が債務者に対して訴訟を提起すれば、訴訟提起中に5年が経過しても時効は完成しないことになります。

ハ 完成猶予後

裁判上の請求等がなされた場合で、その裁判等で債権者の請求を認める判決が下されてその判決が確定した場合、または、確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定した場合は、時効が更新され、新たな時効が進行します（改正147条2項）。「確定判決と同一の効力を有するもの」には、通常は和解調書（裁判のなかで和解をした場合も、上記の裁判前の和解の場合も、両方含む）および調停調書をいいます。そして、この場合、新たに進行する時効期間は10年となります（改正169条）。

上記とは異なり、確定判決または確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなく裁判等が終了した場合、つまり、判決言渡しまで訴訟が進まず、また、和解や調停が成立することなく取下げ等により終了した場合には、終了の時から6か月後まで時効の完成が猶予されます。要するに、終了後6か月を経過した時点で時効が完成します。たとえば、裁判が当事者の都合で取り下げられた場合や、当事者が出頭しないことによって取り下げられた場合がこれにあたります。



② 強制執行・担保権の実行等

イ 意義

改正法は、強制執行、担保権の実行、形式競売、財産開示手続のいずれかの事由がある場合は、その事由が終了するまでの間は時効は完成しないとしています（改正148条1項）。

これらの事由は、債権者が時効によって利益を得ようとする者に対して、自己の債権の存在を主張するものであり、このような行為がある以上、「権利行使をしていない」という事実関係が覆り、時効の進行が妨げられることになります。

□ 時効完成前の強制執行・担保権実行等

時効が完成する前に強制執行・担保権の実行等が行われると、その事由が終了するまで、時効は完成しません。

ハ 完成猶予後

強制執行・担保権の実行等が行われた場合、時効はその事由が終了した時（取下げや法律の規定に従わないことによる取消しの場合を除く）から新たに進行を開始します。たとえば、不動産の強制執行・担保権実行であれば、不動産が売却されて配当が行われた場合、債権の強制執行・担保権実行であれば、第三債務者から取り立てた場合に「その事由が終了した」といえ、その時点から新たに時効の進行が開始されます。この場合、確定判決や確定判決と同一の効力によって権利が確定するということは生じないため、改正169条の適用はなく、新たに進行を開始する時効期間は従前の権利についての時効期間と同期間となります（債権者は強制執行等の事由が終了していることを知っているはずであり、その時点から5年となる）。

他方、強制執行・担保権の実行等が、申立の取下げまたは法律の規定に従わないことによる取消しによって終了した場合は、完成猶予の効力はその終了の時から6か月を経過するまでとされています。要するに、終了から6か月の経過によっても時効が